ロ　前条第四項第二号に掲げる者　四万五十円と、当該療養につき財務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

ハ　前条第四項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　一万二千三百円

ニ　前条第四項第四号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　七千五百円

第十一条の三の六第一項に次の一号を加える。

四　第十一条の三の四第五項の規定により高額療養費を支給する場合　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額

イ　ロ又はハに掲げる者以外の者　二万四千六百円

ロ　前条第五項第二号に掲げる者　四万四千四百円

ハ　前条第五項第三号に掲げる者に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　八千円

第十一条の三の六第二項及び第三項を次のように改める。

2　前項の規定による支払があつたときは、その限度において、組合員に対し第十一条の三の四第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

3　組合員が同一の月に一の法第五十五条第一項第一号に掲げる医療機関又は薬局（第八項において「第一号医療機関等」という。）から療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき同条第三項に規定する一部負担金又は保険外併用療養費負担額のうち、これらの金額から第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額（以下この項において「控除後の額」という。）の限度において、当該控除後の額に相当する金額の支払を免除したときは、その限度において、組合員に対し第十一条の三の四第一項及び第三項から第五項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

第十一条の三の六第八項を同条第十三項とし、同条第七項を同条第十二項とし、同条第六項中「第四十三条第八項及び第九項」を「第四十三条第九項及び第十項」に、「同条第四十三条第八項」を「同令第四十三条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第五項中「療養の給付又は保険外併用療養費若しくは」を削り、「第五十七条第四項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、」を「第五十七条第四項及び第五項中」に改め、「、同条第五項中「被扶養者」とあるのは「組合員又はその被扶養者」と、「療養を」とあるのは「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を」と、「療養に」とあるのは「その療養につき支払うべき同条第二項に規定する一部負担金（第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又はその療養に」と、同条第六項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と」を削り、同項を同条第十項とし、同条第四項中「訪問看護療養費又は」、「組合員又はその」及び「、同条第四項中「支払があつたときは、」とあるのは「支払があつたときは、その限度において」と」を削り、同項を同条第九項とし、同条第三項の次に次の五項を加える。

4　法第五十六条の二第三項及び第四項の規定は、家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護についての第十一条の三の四第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族訪問看護療養費負担額（家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護につき算定した費用の額から当該家族訪問看護療養費の額を控除した金額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該各号に定める金額を、第十一条の三の四第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額を限度とするものに限る。）について準用する。この場合において、法第五十六条の二第三項中「組合員が」とあるのは「被扶養者が」と読み替えるものとする。

5　法第五十七条第四項から第六項までの規定は、家族療養費に係る療養についての第十一条の三の四第一項から第五項までの規定による高額療養費の支給（家族療養費負担額（家族療養費の支給につき法第五十七条第四項又は第五項の規定の適用がある場合における当該家族療養費の支給に係る療養につき算定した費用の額から当該家族療養費の額を控除した金額をいう。）から第一項各号に掲げる場合については当該場合の区分に応じ当該各号に定める金額を、第十一条の三の四第二項の規定により高額療養費を支給する場合であつて前条第二項各号のいずれかに掲げる区分に該当していることにつき財務省令で定めるところにより組合の認定を受けているときについては当該区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額を限度とするものに限る。）について準用する。

6　組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から原爆一般疾病医療費の支給その他財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第十一条の三の四第八項の規定に該当する組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による組合の認定を受けた組合員が第二号医療機関等若しくは指定訪問看護事業者から同項に規定する療養を受けた場合において、法第五十五条第二項に規定する一部負担金（法第五十五条の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額の支払が行われなかつたときは、組合は、当該療養に要した費用のうち第十一条の三の四第六項から第九項までの規定による高額療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額を当該第二号医療機関等又は指定訪問看護事業者に支払うものとする。

7　前項の規定による支払があつたときは、組合員に対し第十一条の三の四第六項から第九項までの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

8　組合員が第一号医療機関等から原爆一般疾病医療費の支給その他財務省令で定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合、第十一条の三の四第八項の規定に該当する組合員が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合又は同条第九項の規定による組合の認定を受けた組合員が第一号医療機関等から同項に規定する療養を受けた場合において、組合がその組合員の支払うべき法第五十五条第二項に規定する一部負担金又は保険外併用療養費負担額のうち、第十一条の三の四第六項から第九項までの規定による高額療養費として組合員に支給すべき金額に相当する金額の支払を免除したときは、組合員に対しこれらの規定による高額療養費を支給したものとみなす。

附則第三十四条の四第五項中「第十一条の三の六第二項」を「第十一条の三の六第一項」に改め、「第二号医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「同条第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、三万千五十円）」及び「（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）」を削り、「同項第三号イ中」の下に「三万千五十円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。」とあるのは「二万二千二百円」と、同項第四号イ中」を加え、「及び第三項」を「、第四項及び第五項」に改め、「中「当該各号」とあるのは「当該各号（同項第二号又は第三号の規定を附則第三十四条の四第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、前項第一号並びに同条第五項の規定により読み替えられた前項第二号及び第三号）」と、同条第三項」を削り、「前項」とする」を「前項」と、同条第四項及び第五項中「場合については当該場合の区分に応じ当該各号」とあるのは「場合については当該場合の区分に応じ当該各号（同項第二号から第四号までの規定を附則第三十四条の四第五項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、第一項第一号及び同条第五項の規定により読み替えられた第一項第二号から第四号まで）」とする」に改め、同条第六項を削る。